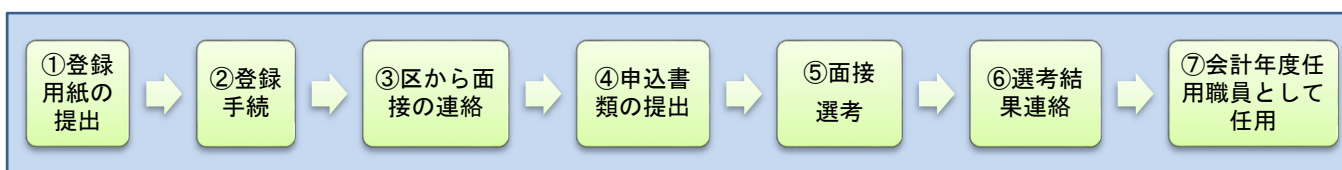


令和7年度 磯子区会計年度任用職員 (こども家庭支援課 乳幼児健康診査スタッフ) 登録制度のご案内

乳幼児健康診査に携わっていただく看護職、栄養士及び歯科衛生士の方については、希望する職種や勤務条件をあらかじめご登録いただいた方の中から選考を行い、任用（採用）を決定します。任用は、4月1日のほか、必要に応じて年度途中にも行うことがあります。

登録を希望される方は、本案内をご確認のうえ、登録用紙をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



- (1) 「磯子区会計年度任用職員（こども家庭支援課 乳幼児健康診査）登録用紙」に必要事項を記入のうえ、次の申込先に郵送または持参にてご提出ください。

【申込先】〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

磯子区役所こども家庭支援課 専門職スタッフ採用担当 あて

※持参される場合は、平日8時45分～17時の間に、磯子区役所5階52番窓口へお越しください。

※登録は年間を通じて受け付けています。

- (2) 申込先で登録手続きを行います（登録の有効期間は、令和8年3月31日までです）。
- (3) 登録者のうち、希望する職種・勤務日数等の条件が、任用が必要な職の条件と合致する方に、個別に面接選考をご案内します。
- ※有効期間中、必要に応じて随時選考を行います。
- (4) 「会計年度任用職員申込書」をご提出いただいたうえで、面接選考を実施します。
- ※選考にあたっては、任用が必要になった職について改めて勤務条件をお伝えします。
- (5) 選考の結果をご連絡します。
- (6) 選考の結果、合格となった場合は、必要に応じて雇入時健康診断を受診いただいたうえで、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

登録は、任用を保証するものではありません。

ご登録いただいても、条件に合わない場合は、面接の連絡は行いません。

(次ページあり)

2 職種、勤務条件等

(1) 職種

- ① 乳幼児健康診査・看護職スタッフ
- ② 乳幼児健康診査・栄養士スタッフ
- ③ 乳幼児健康診査・歯科衛生士スタッフ

※詳細については、別紙「登録募集職種一覧」参照

(2) 勤務条件

別紙「登録募集職種一覧」参照

※別紙に記載のない勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める一般職

(4) 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で必要に応じて任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります（最大 4 回）。

3 応募要件

・希望する職の資格要件を有する方 ※別紙「登録募集職種一覧」参照

・地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由（次のとおり）に該当しない方

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

4 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・任用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

5 問合せ先

磯子区役所こども家庭支援課

乳幼児健康診査専門職スタッフ採用担当

TEL : 045-750-2415 FAX : 045-750-2540